

〔参考〕温泉を利用する旅館に係る排水規制について

1 , 温泉を利用する旅館からの排水規制については以下のように考えている。

(1) 温泉は本来自然由来のものであり、昔から何ら問題が生じていないことから、そもそも規制すること自体がおかしいという意見について

「源泉からの湧出量はその3割弱が自噴であるものの、残り7割強は動力による汲み上げで、多くの温泉ではこれらが混在した状態で利用されているものと考えられる。自然由来の温泉から排水される下流の公共用水域においては、その実情に応じて水利用がなされてきたと考えられるが、現状において自然由来の温泉は全体の3割に満たない状況である。公共用水域の環境保全の観点から今後も状況把握に努めてゆく。」

(2) 日帰り温泉入浴施設は、現在水質汚濁防止法の排水規制の対象外となっており、温泉を利用する旅館との間で平等性が保たれていないという意見について

「日帰り温泉については、実際にほう素、ふっ素を多く含む火山地帯の温泉地に存する日帰り温泉から、大深度掘削により鉋物をほとんど含まない水を汲み上げている都心の日帰り温泉まで、その形態は多様であることから、その実態については精査が必要であり引き続きさらなる情報収集を行いつつ検討を進めてゆく。」

2 , 温泉旅館からの排水実態等についてはこれまでも調査を実施してきたが、未だデータが少ないことから、旅館業界の協力も得つつ情報収集を行い、その取扱いについての検討を進めてゆくこととする。

3 , 温泉水を含む排出水からほう素、ふっ素を取り除く技術については、これまでも環境省として技術開発に取り組んできたが、現時点では依然様々な課題を有しているため、今後も、処理過程で大量に発生する廃棄物の削減、省スペース化、低コスト化といった課題の解決に向けた関係業界による技術開発を促していく。